

福井看護協発第 313 号

平成 30 年 10 月 23 日

ご担当者 様

公益社団法人福井県看護協会会長
福井県ナースセンター所長
樋 村 禎 子
(公印略)

イベント等における臨時雇用看護師の紹介について

いつもナースセンターをご利用いただき、ありがとうございます。

さて、ナースセンターでは、無料職業紹介事業所として、求人登録していただき、無料で看護職を探すお手伝いをしているところですが、今般、中央ナースセンターの指導により、今後の見出しの紹介について下記のとおり運用することとしましたので、お知らせします。

また、中央ナースセンターの冊子の一部を抜粋して添付しておりますので、ご参照ください。

記

- 1 ナースセンターで取り扱う求人は、職業安定法、労働基準法などに関する法令に基づき受理しており、法令に違反する内容が含まれているもの、雇用関係でないもの、必要な労働条件が明示されていないものは受理できません。

従って、労働（雇用）契約を締結しない（労働者として雇用しない）求人は職業紹介事業で行うあっせんには含まれず、ナースセンターに求人登録を行うことはできません。このことは短時間労働者（臨時雇用看護師）にも適用されます。

※業務のみを依頼する業務委託や請負契約（委託料、謝金）は、求人登録できません。

- 2 労働者を雇用する場合は、臨時や短時間で雇用される場合でも、労災保険の加入対象になります。

上記 1，2 により、今後の見出しの紹介につきましては、看護師と求人施設が雇用関係を締結し、労災保険に加入することを確認できた場合のみ求人登録を受け付けいたします。

※労災保険の加入要件、適用者の確認、手続き等については、求人施設を管轄する労働基準監督署にご確認ください。

問い合わせ先

福井県ナースセンター

TEL 0776-52-1857・FAX 0776-52-1858